

大島町物価高騰対策灯油費補助金交付要綱

令和7年11月4日
町長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料価格高騰の影響を受ける町内消費者の負担軽減を図るため、町内で灯油を販売する事業者に対し灯油小売価格の値引きを行った経費を補助することにより、灯油の販売価格の安定化を図り、町民の生活の負担軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「町内消費者」とは、大島町内に住所、事業所又は施設を有し、灯油を自らの生活又は事業活動に使用する者をいう。

2 前項に規定する「事業活動」とは、営利・非営利を問わず、町内で継続的に行われる業務、サービス又は生産活動をいう。

3 この要綱において「灯油販売事業者」（以下「事業者」という。）とは、町内において灯油を継続的に販売し、かつ、町内消費者に対して直接供給を行う次表の事業者をいう。

事業者名	所在地
（株）岡山商店	大島町元町2-13-12
（有）白石石油	大島町元町1-11-4
（有）中部自動車興業	大島町元町字地の岡64-33
（株）菊池商店	大島町元町字風待31-45
（株）カワシマ	大島町岡田字榎戸16-1
（有）さかき林産	大島町差木地1
石田商店	大島町差木地2
村松興業（株）	大島町差木地字クダッチ
（株）三崎屋商店	大島町波浮港1

(交付の対象及び補助対象額)

第3条 補助金の交付の対象、補助対象額は次表のとおりとする。

交付の対象	補助事業	補助率
灯油販売料金の値引きを行う事業者	（灯油販売料金の値引き原資） 町内消費者に対し灯油小売価格1Lあたり10円（消費税等含む）の値引きに伴う経費を補助	定額
	※事業者は令和7年12月分から令和8年2月料金まで 1Lあたり10円（消費税等含む）の値引きを行う。 (実施のための経費) 値引きの実施に伴う事務的経費支援として、1月あたり 50,000円を補助	

(交付申請)

第4条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）灯油販売実績が確認できる書類（販売件数・販売量・販売単価がわかるもの）

（2）その他町長が必要と認める書類

2 町長は、必要に応じて申請者に対し販売価格の確認や帳簿等の提出を求めることができる。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請があった場合において、その内容を審査し、適當と認めるときは補助金交付決定通知書及び額の確定通知書（別記様式第2号）により申請者にその旨を通知するものとする。

2 町長は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(交付申請の取り下げ)

第6条 事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から2週間以内に町長に書面をもって届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の経理等)

第7条 事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、町長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第8条 事業者は、第5条第1項の規定に基づく、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を町長の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(補助金の支払)

第9条 補助金は第5条第1項の規定により交付すべき額を確定した後に支払うものとする。

事業者は、額の確定後、請求書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

(返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を目的外に使用したとき。

（3）その他町長が不適当と認めたとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年1月2日から施行し、同日から適用する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

東京都大島町長 殿

所在 地

申請者 会社名

代表者名 印

大島町物価高騰対策灯油費補助金交付申請書

大島町物価高騰対策灯油費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

【申請内容】

補助対象期間	令和 年 月分
灯油販売量	リットル
販売価格引下げ額（消費税等含む）	1リットル当たり 10円
灯油販売料金の値引き経費	円
事務的経費	50,000円
補助金申請額	円
販売実施場所	
参考：通常販売価格（引下げ前）	1リットル当たり 円
参考：引下げ後販売価格	1リットル当たり 円

【添付書類】

1. 灯油販売実績が確認できる書類（販売件数・販売量・販売単価がわかるもの）
2. その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

殿

東京都大島町長 坂上長一

大島町物価高騰対策灯油費補助金交付決定通知書及び額の確定通知書

令和 年 月 日付けをもって申請のありました大島町物価高騰対策灯油費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大島町物価高騰対策灯油費補助金要綱第5条第1項の規定に基づき通知します。

なお、交付額の確定も行ったのであわせて通知します。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 交付決定の内容 | 令和 年 月 日付け大島町物価高騰対策灯油費補助金交付申請書記載のとおりとする。 |
| 4 交付の条件 | |

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

東京都大島町長 殿

所在 地

会社名

代表者名

印

大島町物価高騰対策灯油費補助金補助金交付請求書

令和 年 月 日付大政収第 号の2で額の確定通知のあった大島町物価高騰対策灯油費補助金について、大島町物価高騰対策灯油費補助金要綱第9条の規定により請求します。

請求金額 金 円

支払金口座

銀行名：

口座番号：

口座名義：